

大地の窓

法的視点で読み解く中国社会

◆ 大地法律事務所弁護士・熊琳 ◆

第36回 「サンダル事故がもたらした警鐘」

【ニュース概略】 広東省中山市で、2歳になる子供を連れて両親が病院のエスカレーターに乗っていたところ、子供の右足がエスカレーターに挟まり、右膝から下がエスカレーターに巻き込まれてしまった。巻き込まれた部分は切断され、直ちに緊急手術が行われた。医師によれば、足は接合したものの、元の足より3～5センチ短くなり、術後の経過によっては足を再度切断しなければならぬかも知れないという。(広州日報)

事故を調査した中山市質量監督技術局特殊設備安全監察科(特設科)の責任者は、惨劇を招いた主な原因は「クロックス風サンダル」がエスカレーターに巻き込まれたためと発表しました。アメリカ、日本、シンガポールなどでも、同様の事故が発生しているようです。今回の事件では、一体誰が事故の責任を取るべきなのでしょう。専門家のアドバイスを踏まえて、事件の原因とこれに関連する法律法規について解説します。

1. エスカレーター製造メーカーの責任

まず、事故が発生したエスカレーター自体に、品質上の問題はなかったのでしょうか。事故を起こしたエスカレーターは、6月29日に点検を受けたばかりで、性能上問題なしと報告されていたそうです。しかし、子供の足は、エスカレーターのステップ部分の両端にある隙間に挟まれました。

今年8月1日から施行されたエスカレーターに関する中国の最新国家基準「エスカレーター及び動く歩道の製造及び設置についての安全規範」では、エスカレーターのステップに引き込み防止装置を設置することが規定されています。事故が発生したエスカレーターには、刷毛式の「スカートガード」と呼ばれる、事故防止のための引き込み防止装置が設置されていませんでした。8月1日以降は、当該装置を設置していないエスカレーターは、定期点検の際に、当該装置の追加設置が求められることとなります。

さらに、今回事故が発生したエスカレーターには「ステップスイッチ」と呼ばれる自動停止装置が設置されていませんでした。これについて、特設科の責任者は、国家基準では強制的に求められてはいないため、当該装置を設置していなかったとしても基準に違反していることにはならないと説明しています。

2. クロックス風サンダル製造メーカーのPL責任

製造メーカーには、商品の使用における注意点、危険性について明記することが義務付けられています。「産品質量法」第27条第5項には「不当な使用により容易に製品自体が損壊するか、人身もしくは財産の安全に危害を及ぼす恐れのある製品については、警告ラベルまたは中国語による警告説明がなければならない」と規定されています。クロックス社のサンダルには「ケガ防止のため、エスカレーターや動く歩道をご利用の際には、前を向いて立ち、手すりにつかまり、中央にお乗り下さい。…乗り降りの際には特に気をつけて、同行の子供の手を握り、随時気を配って下さい」と記載された警告ラベルが貼付されていました。同社は、製品を販売する前から、子供がこの種のサンダルを履いてエスカレーターを利用しないよう保護者に警

鐘を鳴らしていたわけです。しかし、市場に出回る多くの偽物で劣悪な「クロックス風サンダル」には、ブランドの表示はなく、警告ラベルなど貼付されているはずはありません。子供にサンダルを買った親も、サンダルに警告ラベルが貼付されているかどうか気にもとめなかったと言います。劣悪な偽物商品を製造したメーカーには、商標権侵害の問題のみならず、製造物責任(PL責任)もあると言えるでしょう。

3. 保護者の責任

事件発生時、隣に立っていた母親は子供が急に泣き出したので子供の右足がエスカレーターに挟まったことに気がつき、慌てたものの、どうすることもできなかったと言います。「民法通則」第18条には、「監護人は、監護の職責を履行し、被監護人の人身、財産その他の適法な権益を保護しなければならない、被監護人の利益のためである場合を除き、被監護人の財産を処分してはならない。監護人が法により監護を履行する権利は、法律による保護を受ける。監護人が監護の職責を履行せず、または被監護人の適法な権益を侵害した場合には責任を負担しなければならない、被監護人に対して財産の損失をもたらした場合には損失を賠償しなければならない」と規定されています。子供にサンダルを買い与えたのは両親ですから、その危険性について知らなかったとしても、2歳の子供を連れてエスカレーターに乗る際には、その安全に十分気をつけるべきだったと言えるでしょう。

特設科による当初の調査では、事故はエスカレーターという特殊な設備が原因で発生したものと考えられていました。しかし、検討を重ねた結果、今回の事故は、様々な要素が複合的に絡まった「不慮の事故」であると結論付けられました。このため、当該事故の処理方法としては、病院と子供の家族が協議を通じて補償に合意するか、法的手段に訴えるのであれば、両親が原告として訴訟を提起し、裁判所が最終的な判断を下すという方法が考えられます。

<筆者紹介>

大地法律事務所海外部

住所(北京):北京市朝陽区建国路89号華貿中心15号楼505室

電話(北京):(86 10) 6530-7711

青島事務所

住所:山東省青島市香港中路36号招商大廈1709室

電話:(86 532) 8667-8011

東京連絡事務所

住所:東京都千代田区紀尾井町3-19紀尾井町コートビル402号室

電話:(03) 6272-9201

HP: <http://www.aaalawfirm.com>

E-mail: xionglin@aaalawfirm.com (全国)